

熊本県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年2月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉 名 立 花 線	玉名市大字月田字前田 31番1地先から 同 所 同 字 37番地先まで	前	6.0 ～ 11.0	160.0	工 事 用 迂 回 路
			後	6.0 ～ 11.0	160.0	
				6.0 ～ 12.0	145.0	

2 区域変更する期日 平成15年2月26日

熊本県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年2月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名市大字月田字前田 31番1地先から 同 所 同 字 37番地先まで	160.0	工 事 用 迂 回 路

2 供用開始する期日 平成15年2月26日

熊本県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年2月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市中原町字古堂 624番1地先から 熊本市中島町字三反田 1283番1地先まで	311.0	国 道 改

2 供用開始する期日 平成15年2月28日